第1条(目的)

新型コロナウイルス感染症の感染防止を進めると同時に、コロナ禍における「新しい旅のスタイル」を確立するとともに、感染拡大により影響を受けている観光業界を支援し、県内の地域経済の回復を図るため、県内宿泊施設に宿泊する県民を対象に宿泊料金の一部を割引する「くまもと再発見の旅〜身近な人と身近な旅へ〜」事業を実施する。

第2条(対象宿泊施設)

当事業における対象宿泊施設は、以下に該当する施設とする。

- ■【くまもっと感染防止取組宣言】に取り組む施設であること。
- 熊本県旅館業法施行細則または熊本市旅館業法施行細則に基づく旅館業許可 証の交付を受けている、または、熊本県知事に住宅宿泊事業法に基づく届出を 行っていること。
- 熊本県暴力団排除条例(平成22年熊本県条例第52号)第2条に規定する暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団密接関係者でないこと。
- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122 号)第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業でないこと。
- 事業者等の福利厚生施設等で特定人を宿泊させる施設(保養所、研修所、合宿 所、寄宿舎等の名称の如何を問わない)でないこと。
- 老人福祉法に定める老人福祉施設、有料老人ホームや、介護保険法に定める介護保険施設等において付帯する宿泊施設等でないこと。

第3条(くまもっと感染防止取組宣言)

当事業において対象とする宿泊施設は、別添【くまもっと感染防止取組宣言】に掲げる取り組みを行う。

熊本県、熊本県観光連盟は、【くまもっと感染防止取組宣言】の取り組み状況について、現地訪問を行い確認する場合がある。

第4条(割引の適用)

当事業の対象となる宿泊について、通常の販売価格から助成額を割引いた価格で販売を行うものとする。なお、1人当たり割引上限額を次の各号のとおり定める。

(日曜~木曜)に宿泊

- (1)宿泊料金又は旅行商品額が、1人1泊税込10,00円以上の場合、1泊当たり5,00円
- (2)宿泊料金又は旅行商品額が、1人1泊税込10,000円未満の場合、1泊当たり料金の半額(1円未満の端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。)

(金曜・土曜・祝前日)に宿泊

(3) 宿泊料金又は旅行商品額が、1人1泊税込10,00円以上の場合、1泊当たり3,00円

(4) 宿泊料金又は旅行商品額が、1人1泊税込10,000円未満の場合、1泊当たり料金の1,500円(ただし、商品額が助成額を下回る場合、販売額を上限とする。)

(共通)

- (5)旅行商品が複数の宿泊を伴う場合、泊数で除した1日当たりの金額を算出し、第1号から第4号に適用した金額を合算するものとする。
- 2 当事業においては宿泊者が直接助成金の給付を受けることはなく、宿泊施設が、 割引額分について必要書類を揃えて事務局に助成金請求を行い、割引額分の助成金 の交付を受けるものとする。
- 3 当事業の割引は、宿泊を伴う費用のみが対象であり、日帰り料金やキャンセル料金等は対象としない。

第5条 (禁止事項)

当事業に参加する宿泊施設は以下の行為を行わないものとする。該当する行為が 行われたと判断されたときは、当事業の対象外の施設となり、助成金を不支給とし、 支給済み助成金については返還を行うものとする。

- 事業に係る助成金の虚偽申請、書類の偽装等の不正な行為。
- 県もしくは第三者に不利益または損害を与える行為及び与えるおそれのある 行為。
- 公序良俗に反する行為、またはそのおそれのある行為。
- ◆ 法令、条例に違反する、または違反するおそれのある行為。
- その他、県が不適切と判断する行為。

第6条 (規約の変更)

本規約の内容に変更の必要が生じた場合、内容の変更を行い、熊本県観光連盟のホームページにおいて公開するものとする。

附則

本規約は、令和3年3月11日より施行するものとする。